公募型プロポーザル方式に関する公告

公募型プロポーザル方式について、次のとおり公告する。

プロポーザルの提出について参加を希望する者は、下記により関係書類を作成のうえ、提出されたい。

令和８年 10 月 22 日

茨城県知事　大井川　和彦

記

１　業務内容等

（１）業 務 名　令和８年度指定管理鳥獣（イノシシ）捕獲等業務（県西地域）

（２）事業内容　令和８年度指定管理鳥獣（イノシシ）捕獲等業務（県西地域）委託仕様書のとおり

（３）履行期間　契約締結の日から令和９年３月 31 日まで

２　参加者の資格に関する事項

当該プロポーザルに参加しようとする者は、以下のすべての要件を満たすこと。

（１）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４第１項の規定に該当していない者及び同条第２項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。

（２）会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

（３）茨城県暴力団排除条例（平成 22 年茨城県条例第 36 号）第２条第１号から同条第３号に規定する者でないこと。

（４）仕様書の対象獣種及び捕獲方法について、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成１４年法律第８８号。以下「法」という。）第 14 条の２第７項に基づき、認定鳥獣捕獲等事業者その他環境省令で定める者であること。

（５）当該業務を円滑に遂行するために必要な組織、人員、資金等の経営基盤を有する者であること。

３　審査方法及び評価項目

（１）審査方法及び結果の通知

提出された企画提案書は、担当部局内に設置した審査委員会において、下記（２）の評価基準により審査する。採否については、決定後速やかに通知する。

なお、審査内容は非公開とし、審査結果についての異議申し立ては認めない。

（２）企画提案を特定するための評価項目

捕獲計画	① 時期、場所、猟法、捕獲から個体処理の手順等、具体的な計画となっているか ② 実現可能なスケジュールになっているか ③ 錯誤捕獲など他の鳥獣に影響の少ない内容となっているか ④ 捕獲目標達成のための創意工夫があるか
実施体制	⑤ 捕獲に従事する者は、資格や技術、人数は適切か
安全管理等	⑥ 安全管理の手法は、具体的で適切か ⑦ 事故発生時の対応は、具体的で適切か ⑧ 事故発生時の連絡体制は、具体的で適切か
業務実績	⑨ 同様の捕獲計画（獣種、猟法、地形等）で過去に実績があるのか
費用	⑩ 内訳も含めて費用は妥当な額か
総合評価	⑪ 企画提案から受ける全体的な印象

４　手続き等に関する事項

（１）担当部局　茨城県県民生活環境部環境政策課自然・鳥獣保護管理担当　担当：柏木

〒310-8555　水戸市笠原町 978 番 6

電話：029-301-2946　　FAX：029-301-2948

E-mail：shizen2@pref.ibaraki.lg.jp

（２）公募に関する実施要領の交付

ア　交付方法　以下において直接交付又は県内の認定鳥獣捕獲等事業者へメールで送付する。

イ　交付期間　令和８年 10 月 22 日（木）から令和８年 11 月５日（木）までの午前９時から午後５時まで（正午から午後１時を除く）。ただし、茨城県の休日を定める条例（平成元年茨城県条例第７号）第１条各号に定める休日を除く。

ウ　交付場所　４（１）担当部局に同じ

５　プロポーザルへの参加方法等

（１）参加方法

実施要領に基づき、プロポーザル参加意思表明書（様式第５号）を簡易書留で郵送又は持参により、下記（３）へ提出すること。

（２）提出期限　令和８年 11 月５日（木）午後５時 15 分必着

（３）提 出 先　４（１）担当部局に同じ

6　プロポーザルの提出方法等

（1）提出方法

5（1）のプロポーザル参加意思表明書を提出した者は、プロポーザルを提出できるものとし、実施要領に基づき、公募型プロポーザル企画提案書（様式第７号）及びプロポーザルの提出者に要求される資格要件に係る申立書（様式第８号）等を簡易書留で郵送又は持参により、下記（3）へ提出すること。

（2）提出期限　令和８年 11 月５日（木）午後５時 15 分必着

（3）提 出 先　４（1）担当部局に同じ

（4）そ の 他　プロポーザルは、１者につき１提案とする。

7　プレゼンテーションの実施

実施しない。

※プレゼンテーションは実施しないが、必要に応じてヒアリングを行うことがある。

8　契約の締結

プロポーザルの採用者と別途定める予定価格の範囲内で、随意契約により委託契約を締結する。

9　その他

（1）書類の作成に用いる言語及び通貨は日本語及び日本国通貨とする。

（2）契約書を作成する。

（3）提出された企画提案書については、後日ヒアリングを行うことがある。

（4）企画提案に関する費用は提出者の負担とする。なお、提出された企画提案書は返却しない。

（5）企画提案書に虚偽の記載をした場合には、企画提案書を無効にするとともに、不利益処分を行うことがある。

（6）その他詳細は実施要領による。